

第7回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和8年9月25日（金曜）			午後3時35分 開会		
	休憩 16:03-16:03 16:04-16:04					
	午後4時31分 閉会					
	休憩時間：0時間0分			会議時間：0時間56分		
会 議 場 所	役場3階 委員会室					
出席委員 氏 名	委員長	立川 美穂	委 員	中田智恵子	委 員	伊藤 稔
	副委員長	中村 和宏	委 員	小笠原 等	委 員	菊池 秀明
	委 員	西尾 一則	委 員	木村 淳彦		
	委 員	常通 直人	委 員	鈴木 健充		
	委 員	渡辺洋一郎	委 員	正村紀美子		
					議 長	梶澤 幸治
説 明 員	都市経営課長		橋本 直樹			
	課長補佐		佐藤 史彦			
	都市経営係主査		山田 大樹			
参 考 人						
欠 席 委 員 氏 名	委 員 早苗 豊		委 員 堀切 忠			
	委 員 橋本 和仁					
事務局職員	事務局長 石田 哲		総務係長 竹川 恭史		総務係主査 大石真澄	

1 開 会

木村委員長（総務経済常任委員会）が開会を告げ、早苗豊委員、堀切忠委員、橋本和仁委員の欠席を報告し、事務局から委員会の日程について説明をする。

2 議 件

（1）調査事項

ア 都市計画マスタープランの見直しについて

資料1

- ・委員長：資料の説明を求める。
- ・都市経営課長：概要説明。
- ・都市経営係主査：資料説明。
- ・委員長：資料1「はじめに」「序章」について、質疑はないか？

（なし）

- ・委員長：第1章について、質疑はないか？
- ・常通委員：9ページの第6期芽室町総合計画に関する部分に加え、24ページ以降にも見え消しとなっている箇所があるが、その理由は？
- ・都市経営係主査：24ページは、都市計画マスタープランが目指す方向性を総合計画の将来像を基に設定するため、見え消しとしている。以降の該当箇所も、第6期芽室町総合計画の内容が確定した後に修正する。

- ・委員長：第2章について、質疑はないか？
(なし)

- ・委員長：第3章について、質疑はないか？
- ・常通委員：52ページ及び53ページの芽室中央地域に関し、Park-PFIについて記載しなくてよいのか？
- ・都市経営係主査：関連計画である緑の基本計画にPark-PFIを記載している。都市計画マスタープランでは大きな方向性を示し、具体的な取組は下位計画で定める考えである。
- ・正村委員：53ページの「区域内にある施設が区域外に移転しないようコントロールする」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか？
- ・都市経営係主査：立地適正化計画では都市機能誘導区域を設定し、行政、医療、商業などの都市機能を区域内に誘導する。例えば、1,000平方メートル以上の商業施設が区域外に立地しようとする場合、強い強制力はないものの、区域内への立地を促すことを想定している。
- ・正村委員：施設の移転などについて早期に情報を把握し、町として先手を打つ具体的な対応まで考えているのか？
- ・都市経営係主査：現在、大規模店舗が区域外へ移転するとの情報はない。まずは立地適正化計画を広く周知し、大型店舗の所有者などに都市機能誘導区域を認識してもらうことが先行的な対応になると考える。
- ・立川委員：54ページの駐車場整備について、今後、国道沿いに集客施設が整備され、そこからまちなかへの誘客が期待される中、公共駐車場整備方針の見直しや、将来を見据えた駐車場需要の把握が必要ではないか？
- ・都市経営係主査：集客施設の立地により、まちなかへの自動車の流動が見込まれる。駐車場を管理する環境土木課と連携し、必要に応じて公共駐車場の台数や在り方を検討する。
- ・常通委員：57ページ及び65ページの「町内会指定の緊急避難場所となっている公園」との表現について、公園を指定しているのは町内会なのか、町なのか？
- ・都市経営係主査：防災担当の危機対策係に再度確認し、必要に応じて表現を修正する。
- ・正村委員：53ページに記載された元町地区の再生可能エネルギーとの共生とは、具体的に何を想定しているのか？
- ・都市経営係主査：元町地区には民間事業者が設置した太陽光発電設備があることから記載した。同地区は市街化調整区域で土地利用に制約があるため、地域の意向を踏まえ、どのような土地利用が可能か検討する。
- ・正村委員：元町地区の土地利用について、民間事業者と町の役割分担をどのように整理しているのか？
- ・都市経営係主査：民有地であるため、まず地域や土地所有者の意向が重要となる。地域側が土地利用の方向性を示し、町は市街化調整区域において可能な手法や困難

な事項を整理し、地域と意見交換を行う役割を担う。

- ・立川委員：60ページの東地域の工業用地について、企業から工業用地が不足しているとの需要がある一方、基幹産業である農業の農地保全も必要である。農業関係計画との整合性を確認して計画を策定しているのか？
- ・都市経営係主査：都市計画マスタープランは大まかな方向性を示すものであり、工業団地の具体的な面積までは定めていない。実際に工業団地を整備する際には、農業関係部局と調整を図る。
- ・都市経営課長補佐：農地法や森林関係など、他の土地利用との整合を図りながら都市計画マスタープランを策定している。ただし、具体的な整備面積までの調整は行っていない。

- ・委員長：第4章について、質疑はないか？
(なし)

- ・委員長：最後に全体を通して質疑はないか？
- ・西尾委員：2線道路沿いの市街化調整区域にコンテナや車両などが置かれている。町は違反に対する指導を継続的にやっているのか？
- ・都市経営係主査：競馬場通り沿いなどの市街化調整区域で、都市計画法に違反する建築物などを確認した場合は、建築住宅係が現地を確認し、指導を行っている。また、規制看板を設置して違反建築の防止に努めている。
- ・常通委員：東芽室地域では今後開発が進むと考えられるが、都市計画図の用途地域、いわゆる「色塗り」は、いつ変更される予定か？
- ・都市経営課長補佐：今回の都市計画マスタープランの見直しでは、用途地域の色塗りは変更しない予定である。
- ・委員長：他にないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：以上で、調査事項「ア」を終了する。

イ 立地適正化計画の見直しについて

資料2

- ・委員長：資料の説明を求める。
- ・都市経営係主査：資料説明。
- ・委員長：資料2「序章」について、質疑はないか？
(なし)
- ・委員長：第1章について、質疑はないか？
(なし)
- ・委員長：第2章について、質疑はないか？
(なし)
- ・委員長：第3章について、質疑はないか？
- ・立川委員：人口減少や高齢化を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域をどのように検証し、今回どこを変更したのか？

- ・都市経営係主査：今回の見直しでは、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の変更は行っていない。
- ・立川委員：今後予定されているPark-PFI事業用地は、都市機能誘導区域に含まれているのか。また、同事業を計画にどのように位置づけているのか？
- ・都市経営係主査：Park-PFI事業用地は都市機能誘導区域に含まれている。ただし、Park-PFIは本計画で定める誘導施設には該当しないため、立地適正化計画には記載していない。

- ・委員長：第4章について、質疑はないか？

(なし)

- ・委員長：第5章について、質疑はないか？

(なし)

- ・委員長：第6章について、質疑はないか？

(なし)

- ・委員長：第7章について、質疑はないか？

(なし)

- ・委員長：第8章について、質疑はないか？

(なし)

- ・委員長：他にないか？

- ・(質疑なし)

- ・委員長：最後に全体を通して質疑はないか？

(質疑なし)

- ・委員長：以上で、調査事項「イ」を終了する。

- ・委員長：これより自由討議を行う。意見はないか？

(意見・質疑なし)

- ・委員長：以上で自由討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

- ・委員長：両常任委員長協議とする。

(2) その他

- ・委員長：各委員からないか？

- ・(なし)

- ・委員長：議長からないか？

- ・(なし)

- ・委員長：事務局からないか？

- ・(なし)

以上をもって、合同委員会を終了する。								
傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
令和8年9月25日								
総務経済常任委員会委員長 木村 淳彦								
議長	副議長	局長	係長	主査	作成者氏名			
					大石 真澄			